

2020年4月17日

保護者各位

市立札幌開成中等教育学校
校長 廣川 雅之

ボランティア活動保険について

日頃から本校の教育活動にご協力いただきありがとうございます。IB校のMYPではSA (Service as Action)、DP/IPではCAS (Creativity、Activity、Service) という奉仕活動を含む活動があります。この活動は学校が企画・運営する活動ではなく、生徒が自主的に活動し報告することが要件とされています。概要や方法は授業の中で学習しますが、活動そのものは学校管理下だけでなく、授業外でも行われます。

については、下記の通り学校活動外の活動中でも生徒の安心・安全を保障するためにも本校3年生～6年生の期間に毎年「ボランティア活動保険」(札幌市社会福祉協議会)に加入していただいております。また、この保険の保険料(300円/年)は学年諸費で引き落としさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 補償されるボランティア活動について

- ・ボランティア活動として企画立案された活動
- ・日本国内での活動
- ・無償の活動
- ・個人の自発的な意志により他人や社会に貢献することを目的とする活動

2. 補償される内容について

- ・ボランティア活動中の事故による本人の怪我
(通院3000円/1日 入院7000円/1日)
家を出発してから家に到着までが対象
授業の一環として行うボランティア活動は対象外
単位取得を目指した活動は対象外
- ・ボランティア活動により他人の物を壊したり、他人にケガをさせた場合
(5億円まで補償)
※授業の一環として行うボランティアは対象外(部・サークルは可)
家を出発してから家に到着までが対象

3. その他

学校活動内に関してはすでに加入してある独立行政法人日本スポーツ振興センター・全国高P連賠償責任保障制度が適用されます。

本年度の保険適用期間は2020年4月～2021年3月31日となります。上記の保険で補うことができない場合の活動はリスク評価のうえ、活動を中止または続行するか、個人で任意の保険に加入していただくことになります。

保険に関する詳細や質問は下記までよろしく申し上げます。

【担当 CASコーディネーター 佐藤 光・ボランティア局 渡辺千鶴 (TEL788-6987)】